

## 市町村等が主催する多重債務に関する研修会等への講師派遣実施要領

### (目的)

第1条 住民が身近な地域の相談窓口で多重債務に関する充実した相談対応が受けられるよう、大阪府が市町村の多重債務者相談窓口担当課及び府市町の生活困窮者自立相談支援機関（以下「市町村等」という。）が主催する職員・相談員を対象とした多重債務に関する専門的な知識を習得するための研修会、勉強会（以下「研修会等」という。）に講師を派遣するために必要な事項を定める。

### (研修会等の参加対象者及び内容)

第2条 講師派遣の対象とする研修会等の参加対象者及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 研修会等の参加対象者は、市町村等の職員・相談員又は市町村の庁内関係課の職員とする。
- (2) 研修会等の内容は、債務整理に関することとする。ただし、必要に応じて生活環境・家計管理に関すること又はこころの健康問題に関することを含めることができるものとする。

### (研修会等の開催)

第3条 講師派遣の対象とする研修会等は、次のとおり開催するものであること。

- (1) 研修会等は、平日（月～金）の午前10時から午後5時までの間で開催するものであること。
- (2) 研修会等の開催場所は、市町村等の区域内又は大阪府内で市町村等が確保し、これに係る経費は、市町村等が負担すること。
- (3) 研修会等は、複数の職員・相談員が参加するものであること。
- (4) 研修会等には、近隣の市町村等の職員・相談員が参加することを妨げない。

### (講師派遣の条件)

第4条 講師一人あたりの講義時間は、2時間を限度とし、講師への謝金については「研修講師謝礼基準」、旅費については証人等の実費弁償に関する条例に基づき、大阪府の予算の範囲内において負担する。

### (手続き)

第5条 講師派遣に関する手続きは、次のとおりとする。

- (1) 市町村等は、講師派遣を府に依頼するときは、講師派遣申請書（様式第1号）を原則として研修会等の開催日の1か月前までに府へ提出するものとする。
- (2) 講師の選定については府が行うものとする。
- (3) 研修会等で使用する資料等は、市町村等が講師と打ち合わせを行い準備するものとする。

(派遣の決定)

第6条 大阪府は、提出された申請書の内容について審査し、講師派遣決定通知書(様式第2号)により市町村等へ通知するものとする。

(報告)

第7条 市町村等は、研修会等の開催が終了したときは、速やかに講師派遣報告書(様式第3号)を大阪府へ提出するものとする。

(経費の支出)

第8条 大阪府は、講師派遣報告書(様式第3号)の内容を確認し、適正と認められたときは、速やかに講師に対し謝金・旅費を支出するものとする。

(協議)

第9条 講師派遣について疑義が生じたときは、大阪府と市町村等は協議の上、これを定めるものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年9月21日から施行する。

(施行期日)

2 この要領は、令和元年6月17日から施行する。